

（第一類 第一号）

第五回國會
議院
内閣委員會會議錄
第十三号

（附録）

昭和二十四年四月二十二日（金曜日）

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 齋藤 隆夫君

理事 小川原政信君 理事 山口六郎次君

理事 吉田太朗君 理事 坂本 泰良君

理事 有田 喜一君 理事 鈴木 幹雄君

池田正之輔君 尾関 義二君

高橋 英吉君 丹羽 彪吉君

山本 久雄君 徳田 球一君

小林 信一君

出席政府委員

内閣官房長官 増田甲子七君

内閣官房次長 郡 祐一君

（官房自治課長 兼全國通商管理委員會事務局長）

（行政官廳事務官） 鈴木 俊一君

（行政官廳事務官） 大野木克彦君

（行政官廳事務官） 佐藤 功君

（行政官廳事務官） 美濃部亮吉君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

四月二十日

委員大森健君辞任につき、その補欠

として鈴木幹雄君が議長の指名で委

員に選任された。

同月二十二日

鈴木幹雄君が理事に追加選任され

た。

四月二十日

統計法の一部を改正する法律案（内閣提出第六四号）

の審査を本委員会に付託された。

同月二十一日

商工局出張所存置の陳情書外二件

（日鉄鋳業株式会社赤谷鋳業所辻塚

築十郎外十三名）（第二一四号）

砂防事業の一元化と砂防局設置の陳

情書外四件（栃木縣塩原町長坂内四

郎外三十九名）（第二二六号）

厚生省業務局存置の陳情書外三件

（京都藥劑師協會長武田孝三郎外九

名）（第二三五号）

砂防行政の統一に関する陳情書外一

件（新潟縣中頸城郡治水砂防協會長

堀川徳右衛門外百二名）（第二三六

号）

敦賀測候所存置の陳情書（敦賀市長

川原與作）（第二四〇号）

婦人少年局存置の陳情書（長野縣諏

訪地方労働組合會議長井上正基）（第

二四一号）

中央出先機関閉止の陳情書外一件

（三重縣議會議長濱田正平外八名）

（第二四三号）

道路運送監理事務所存置の陳情書外

三件（大阪府福島区海老江中一丁目

二十番地大阪交通株式會社取締役坂

本行輔外五十七名）（第二四四号）

道路運送監理事務所存置の陳情書外

三件（島根縣トラック協會長平佐京

太郎外十四名）（第二五〇号）

中央出先機関閉止の陳情書外一件

（福岡縣知事杉本勝次外二名）（第二

五五号）

通商産業省岡山支局設置に関する陳

情書（岡山縣和氣郡吉永町岡山縣ク

レー工業協同組合理事長三村寅藏）

（第二五八号）

通商産業局及び各縣支局設置の陳情

書（愛知縣碧海郡高濱町大字高濱字一色五番地三州瓦工業協同組合理事長岩月角太郎外四名）（第二五九号）

砂防事業の一元化と砂防局設置の陳情書（大分縣宇佐郡西川村長安部邦夫外四十八名）（第二六三三号）

行政機構の整理刷新に関する陳情書（東京都港区芝西久保巴町三十五番地全國町村會聯合會會長吉澤仁太郎）（第二六六号）

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

連合審査會開會に関する件

内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出第四六号）

總理府設置法案（内閣提出第四七号）

國立世論調查所設置法案（内閣提出第四八号）

地方自治廳設置法案（内閣提出第四九号）

國家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出第五六号）

統計法の一部を改正する法律案（内閣提出第六四号）

○齋藤委員長 これより會議を開きます。

議題に入ります前に、一言御報告をいたしておきますが、委員の大森健君が去る四月二十日に辞任せられまして、その補欠として同僚の鈴木幹雄君が議長の指名で補欠選任せられました。この際御報告しておきます。

なお一言お諮りいたしますが、去る四月四日の議院運営委員會におきまして、図書館運営委員會を除いた各常任委員會の理事の数を一名ずつ増すことに決したのでありますが、第十控室の民主黨の方から留保せられたとの申出がありました。それがために今日まで留保いたしておたのであります。が、このほど申出がありましたから、委員長において理事を指名したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議がなければ鈴木幹雄君を理事に御指名いたします。

○齋藤委員長 今日はまだ統計法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を開きました後、内閣関係の設置法案を一括して議題となし、質疑に入りたいと存じます。質疑はあらかじめ御通告をお願いします。それでは提案理由の説明を求めます。

統計法の一部を改正する法律案

統計法の一部を改正する法律案

統計法（昭和二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二條中「公共團體」を「地方公共團體」に改める。

第三條第二項中「命令」の下に「地方公共團體の長の定める規則を含む。」を加え、同條に次の一項を加える。

主務大臣が前項の規定による命令を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、統計委員會に協議しなければならぬ。地方公共團體の長が前項の規則を制定し、改正し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第五條中「政府」の下に「又は地方公共團體の長」を加える。

第六條を次のように改める。

（統計委員會）

第六條 この法律の目的を達成するため、總理府の外局として統計委員會を置く。

統計委員會は、この法律の他の規定に定めるものの外、左に掲げる事務をつかさどる。

一 統計及び統計制度の改善発達に関する基本的事項を企画すること。

二 統計調査の審査、基準の設定及び総合調整を行うこと。

三 統計機關の機構、定員及び運営に関して調査及び研究を行うこと。

四 統計職員養成の企画及び検定を行うこと。

五 各縣統計主任者の招集及び會議に関する事務を行うこと。

六 統計知識の普及及び宣傳並びに國際統計事務の統轄その他統計に關する事務を行うこと。

計の改善発達に関する事務を行うこと。

七 所掌事務を行うため必要な人事会計その他の庶務に関する事務を行うこと。この場合において、人事に関する事務は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及びこれに基く命令、規則等に従つて処理されなければならない。

第六條の次に次の三條を加える。

第六條の二 統計委員会は、前條に掲げる事務を遂行するため、この法律の他の規定に定めるものの外、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 統計機關の機構、定員及び運営に關し、各行政機關又は地方公共團體の長に對し、連絡及び勸奨を行うこと。

二 統計及び統計制度の改善発達に關し、随時内閣總理大臣に意見を上申し、又は關係各大臣に建議すること。

三 所掌事務に關し必要があると認めるときは、各行政機關の長又はその他のものに對し、資料及び報告の提出並びに説明を求めること。

四 前各号に掲げるものの外、法律に基く命令を含む。）に基き、統計委員会に屬せしめられた権限を行うこと。

第六條の三 統計委員会に事務局を置く。

人を置き、うち一人を委員長とする。

委員は、統計に關し學識経験のある者のうちから、内閣總理大臣の申出により、内閣が命ずる。この場合において、學識経験のある者のうちには文部教官及び關係各行政機關の官吏をも含むものとす。行政機關の統計主管部局の官吏が委員に命ぜられる場合においては、その数は、七人をこえることができない。

委員の任期は、二年とする。但し、特別の事由がある場合においては、任期中これを解任することができ。

委員長は、委員のうちから互選された者について、内閣總理大臣が衆議院の同意を得て命ずる。

委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

委員のうち、三人以内の者を常任委員とすることができ。常任委員は、委員長が指名する。

委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した順序により、常任委員が、その職務を代理する。

第七條の見出しを「指定統計調査の承認及び実施」に改め、同條第三項を次のように改める。

統計委員会は、必要があると認めるときは、關係各行政機關又は地方公共團體の長に對し、指定統計調査の実施、変更又は中止を求めることができ。

第八條の見出しを「指定統計調査以外の統計調査」に改め、同條に次の一項を加える。

の一項を加える。

統計委員会は、必要と認めるときは、關係各行政機關又は地方公共團體の長に對し、指定統計調査以外の統計調査の変更又は中止を求めることができ。

第九條及び第十條を次のように改める。

（指定統計調査の事務の監査）

第九條 統計委員会は、必要と認めるときは、關係各行政機關の長又はその他のものの行つた指定統計調査の実施の状況を監査し、改善の必要があると認めるときは、意見を内閣總理大臣に上申し、又はこれらのものに對して、その改善につき勸告することができ。

（統計官及び統計主事）

第十條 指定統計調査に關する事務に従事せしめるため、總理府、法務府及び各省の部に統計官を置くことができる。

指定統計調査に關する事務に従事せしめるため、地方公共團體に統計主事を置く。

統計官及び統計主事以外の者は、指定統計調査の事務に従事することはできない。但し、統計委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

統計官又は統計主事は、上官又は上司の命を受けて、指定統計調査その他の統計調査の事務に従事する。

統計官又は統計主事は、左の各号の一に掲げる資格を有する官吏又は吏員のうちから、第一項に定める行政機關又は地方公共團體の

長が命ずる。

一 統計調査に關する事務に官吏又は吏員として通算して二年以上従事したこと。但し、統計主事に命ずる場合においては、あらかじめ統計委員会がその事実を認定することを要するものとす。

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の学部で統計学を履修し、又は数学を専修する学科を修め、学士と稱し得ること。

三 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は文部大臣がこれと同等以上と認定した学校で統計学を履修し、若しくは数学を専修する学科を修め、卒業したこと。

四 統計委員会が指定した統計職員養成機關若しくは統計講習会の課程を修了したこと又は別に定める統計に關する國家試験に合格したこと。

五 前各号に掲げる資格の外、統計委員会が統計調査に従事するに適當な資格を有すると認定したこと。

第十一條第一項中「前條第一項の統計官又は同條第二項の公共團體の吏員」を「統計官又は統計主事」に、同條第二項中「統計官以外の者」を「統計主事」に改める。

第十二條第一項中「政府」の下に「又は地方公共團體の長」を、同條第二項中「命令」の下に「地方公共團體の長の定める規則を含む。」を加える。

る。

第十三條中「第十條第一項、第二項及び第四項並びに」を「第十條第一項に規定する者、同條第二項に規定する者、同條第三項但書に該當する者及び」に改める。

第十七條を削り、第十八條を第十九條とし、第十九條第一項中「統計官」の下に「統計主事」を加え、同條を第二十條とし、第十六條の次に次の二條を加える。

（指定統計調査の実施に對する協力）

第十七條 指定統計調査の実施者が、その指定統計調査を行うに際して必要があると認めるときは、關係各行政機關の長又はその他のものに對し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

（指定統計調査に關する事務の委任）

第十八條 政府は、政令の定めるところにより、指定統計調査に關する事務の一部を地方公共團體の長に委任することができる。

附則

一 この法律は、昭和二十四年六月一日から、施行する。

二 特別職の職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の二の次に次の一號を加える。

十三の三

第二條第一項及び第七條中「第十三号の二」を「第十三号の三」に改める。

別表中

外國爲替管理委員会委員長

三〇、四〇〇円

を

外國爲替管理委員会委員長

三〇、四〇〇円

に改める。

○増田政府委員 統計法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この改正法律案は、國家行政組織法の公布に伴つて、統計委員會の組織及び権限を法律で規定し、その他地方自治法、地方財政法等の、統計法制定以後新たに制定せられた法律に對應して、所要の改正を行うため、立案せられたものであります。改正の要点は次の通りであります。

一、國家行政組織法の公布に伴つて、統計委員會の組織及び権限を法律で規定する必要があるため、従來の統計委員會官制、昭和二十一年勅令第六十九号を廃止いたしました。委員長制度による委員會の組織及び権限について規定いたしました。その主要な点は次の通りであります。

第六條を改正いたしました。國家行政組織法第六條による特別職の委員長を設置し、從來の會長制度を廃止いたしました。

同條の改正によりまして、委員のうち三人以内の者を常任委員となし得る規定を設け、委員會の事務の能率化をはかりました。

正を行いました。

第十八條におきまして、指定統計調査に關する事務を地方公共團體の長に委任し得る旨を規定いたしました。委任の根拠規定を法律で明記いたしました。

第三條を改正いたしました。同條により地方公共團體の長の制定する規則は、直接に統計委員會あてに協議することとした。主務大臣が内閣總理大臣あてに協議の上、承認を與える旨の統計法施行令第三條の規定を改正しまして、これを法律化しました。なおこれと並行しまして、主務大臣の制定する命令につきましても、内閣總理大臣あての協議を改めまして、直接統計委員會あての協議としました。

地方公共團體の長も、第五條の申告義務の賦課及び第十二條の統計調査員の任命をなし得る旨を、第五條及び第十二條にそれぞれ規定いたしました。

その他第二條及び第三條におきまして、地方自治法の施行に伴いますところの字句の修正をいたしました。

三、從來統計法施行令第八條、第九條及び第十條で規定してありましたところの、統計官及び統計主事の資格に關する規定は、指定統計の眞実性を確保する上で重要と思われましますので、これを法律化したしまして、第十條に規定いたし、これに付随しまして、資格要件の認定について一部分の改正を行いました。

四、地方財政法の施行に伴いまして、地方公共團體の支出いたします経費の國庫負担については、同法第十條

及び第十一條の規定に統一されました。統計法第十七條を削除いたしました。

五、その他、從來統計法施行令第五條で規定してありました指定統計調査実施者に對する協力に關する事項は、調査実施者の権限を定めますところの實體的な規定でありますので、これを法律化し、統計法第十七條として追加いたしました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御議決あらんことを希望いたします。

○齋藤委員長 これより質疑に入ります。徳田球一君。

○徳田委員 官房長官にちよつとお尋ねしたいのですが、これを見ますと、やはり首切りが目的ですね。

○増田政府委員 今提案理由において御説明申し上げた趣旨から出たものでございまして、首切りではございませ

ん。

○徳田委員 この事務のかんりの部分を地方公共團體の長に委任するのでしよう。委任すると結局はやはり首切りになる。大体この統計事務は古くから非常に問題になつておつたのであります。日本の統計は実にでたらめです。その統計の粗漏さにおいて世界的に有名です。少しも統計の權威がない。今これを地方に委任すると、地方は御承知の通り財政が非常に枯渇しており、また地方の吏員は非常に待遇が悪いのです。そういう状態のもとにこの重大な事務を委任するといふことになる

と、いふことが、統計は粗漏になる

つてしまつて、日本の統計に対する信

頼感はずつと落ちる。何のために統計をやつてゐるのか、わけがわからぬことになる。統計の事務なんといふものは、その金がかかるものではないから、今の日本の財政面から節約するといふなら、むしろ物資の方面、やみと非常

に關連のある方面、そつちの方面に對して改正をするのが大事である。こういう基礎的なもの、しかもこの統計が悪ければ一切の施設、一切の學問上の研究もすべてだめです。それなのに、なぜこういうことをするか、その点をひとつお尋ねしたい。

○美濃部政府委員 私からちよつと……

○徳田委員 これは政治的だから官房長官から御答弁願ひたい。官房長官は非常に勉強してゐるさうだから、その勉強のほどを見なければならぬ。議員は政府の怠慢に對して特別の関心を拂つてゐる。またその精進である点に對してもやはり監視してゐるのだから、官房長官から御答弁願ひたい。

○増田政府委員 ここに認定についてはございしますが、從來からすべて統計の細胞的な活動は地方公共團體にやつてもらつて、それが集積されたものが全國的統計になるわけでありまして、別段新しく事務がふえるといふことはないのでございします。

○徳田委員 それならばこういう法律を出して、特別に地方に委任する必要はちよつともない。われ／＼も若いころ地方の役場で統計事務をつたことがあつたけれども、地方では期日などが来ますと、あわてて出すために、いかげんのものをこしらへるのがたさんある。またこしらへなければ期日

通り行かぬです。統計といふものは一定の期日が非常に必要なんです。この一定の期日を過ぎますと、だめになつてしまふ。そのためにやはり統計のためには特別の地方に對する手当でもして、そしてもし地方にこういうふうに従來の通りやらせるならば、特別に經費を保障して、能力のある者を十分養成して、これにやはりまかせぬと、とてもだめです。しかもあなたの言われる通りならば、特別にここにこういう法律をまたさらに設けて、そして地方長官にいろいろのものを委任して、實質上は首切りになるような状態に置くのでは、實際はだめじゃないですか。

○増田政府委員 それでは私からお答をいたします。統計事務は御説の通り私は日本が西洋よりもまさつておるとは思つておりません。統計の正確を要することは最も必要でございまして、今ここに見えておる政府委員の美濃部君はその方面の權威者でございしますから、勉強は美濃部君の方が大いにしておりますから、あとでお許しを得てお答えをさせたいと思ひます。

なおこの事務は委任でございまして、あくまでも自治事務でございまして、國の事務でございしますから、委任事務でございします。それからこの實際の費用は全部國が持つわけでありまして、まことに統計事務のごときは私は補充整備する必要があると思つております。

○美濃部政府委員 私も徳田委員の説とまったく同じでございまして、統計といふものは國が全部見る。下まで國の機關でなければならぬといふ確信

を持っております。それで何とかして
そういうふうにしていただこうので、最
初に統計法をつくり出す際にも、その
趣旨で全部國家機關にするという法律
をつくつて行きましたところ、GHQ
側の御意向は、それは地方自治の趣旨
に反するということでございます。そ
れでその際にしかし統計は違ふのだ、
徳田委員の言われた通りその趣旨は統
計についてはまったく違ふということ
を力説したのですけれども、了解が得
られなかつたのです。それで第二の手
段といたしまして、従来は地方廳、縣
廳及び市町村の吏員は縣の費用でや
つておつたのですが、それをせめて全
國庫負担にする。しかし身分はどうし
ても官吏の身分にはできないというこ
とでございまして、身分は地方吏
員にするが、予算的措置は全額國庫負
担にするという案ができたわけなので
す。それで今回は法律で明らかに委任
するといふ條項ができましたことは、
行政組織法の關係からそういう條文を
法律技術上入れなければならなくなつ
たもので入れたのでありまして、指定
統計として國が行うものは全部國が計
画いたしまして、國が予算をとつて、
ただ法律技術上その調査を委任するの
だといふことにいたしました。そうし
てその点では今度は徳田委員の御説の
方に一歩近づいたわけでございますし
て、國のもつばら行つた統計は、全額國
庫負担でなければならぬというものが
地方財政法に規定されましたから、今
までは相當るまでに地方費までまて
やつておつたのが、全部でなくなつて
まして、國のための基本的な統計は、
全部國にやらせなければならぬとい
うことになつたわけでありまして、そ

でありましてからむしろ國の予算が議會
で非常に節約されて、特に統計予算が
削減されますればこれは別でございま
すが、皆様方の御協力を得まして、國
の予算を確保していただきますれば、
首切りどころか、むしろ失業救済
にしたいと思つていらっしゃるの
であります。

○徳田委員 それならひとつ資料をも
らいたいのですが、この改正前にどれ
だけの統計吏員を置いてどれだけの経
費を拂つて、これを改正後はどれだけ
の吏員を置いて、どれだけの金を拂つ
ておるといふ資料をさつと提出して
もらいたいの。

それからもう一つの問題は、地方で
はまだ二千九百円ベース程度のものが
あります。その後御承知の通り二度上
つておりますが、まだ六千三百円ベ
ースにはなつておらぬ。こういう場合に
統計の方は國の仕事であるから、國の
水準に従つて六千三百円ベースを實際
上上げておるのかどうか、また今後も
これを上げるようにするのかどうか、
予算的にこれを地方にわたるときにも
地方配付税の形で行くのか、それとも
特別の方法で行くのか、その点をお聞
きしたい。

○美濃部政府委員 今の御質問にお答
えいたします。正確な数字は今覚えて
いませんが、縣關係の統計職員は約五
千人、市町村の専任吏員が一萬二千人
くらいだと思つております。それで今徳田委
員の言われました通りに昨年度は待遇
が比較的悪くて、大蔵省と非常に交渉
いたしましたけれども、六千三百円ま
でに上げることができませんでした。
それは地方費でもつて適當にまかなわ
れておりましたけれども、今年度の予

算から縣廳の吏員及び市町村役場の吏
員も、すべて六千三百円ベースに上
げた予算をいたしております。

それから今年度の人員はまだ行政整
理でわかりませんが、内示され
ました予算においては、昨年度の人員
と少しもかわつておりません。

○徳田委員 大体質問も済みました
が、これに対して明確な資料を出して
いただきたいと思います。定員法はまだ出ません
が、定員法によつてどうなるかといふ
ことも、あわせてやつてもらいたいの。
そうしませんと、なか／＼安心ができ
ないので、こつちはどうもつたけれ
ども、定員法でどうもつたのだか
ら、やはり切らなければいかぬとい
うので、また青龍刀を振られますと、こ
れは非常に實際の上は悪くなる。それ
で、それから出したいのだ。

もう一つは、これは質問であります
が、この統計は御承知の通り機械的操
作をしない限りだである。日本の統
計はいつもおくれまして役に立たぬの
です。これは何かという機械的操作
をしないからだ。機械的操作をすれば
どん／＼答えが出て来るのに、これを
手工業的な手でやる部分が多いので
す。この機械的操作をするかしないか
によつて、統計の内容がよくなるかな
らないかが決定的になる。それであ
りますからこの機械的設備をどうい
うにして、こつちはどうするか、今後
はどういうふうな見通しでやつて行
くかという点を御答弁をお願いいた
します。

○美濃部政府委員 御要求の資料は、
本多國務大臣とも折衝いたしまして、
なるべく早く提出いたします。

今の機械のお話でございますが、こ
れは御説の通り終戦後貧弱な状態にな

つておりましたが、今回イロア、ファ
ンドのうち十五万ドル統計機械の輸入
のわくがいたしまして、アメリカの
最新式の最も発達した機械を今年度中
に輸入できることになりましたから、
その点において長足な進歩を見ること
ができるだらうと思つて期待してお
ります。

○徳田委員 それでは打ち切ります。

○齋藤委員長 今本多國務大臣と連絡
をとつておりますから、しばらくお待
ち願ひます。

○齋藤委員長 その前にちよつとお話
したいことがあります。厚生省設置
法案について厚生委員会から連合審査
会をやりたいという希望がありますの
で、きよりの午後一時半から厚生委員
会との連合審査会を開きたいと思ひま
すが、別に御異議はございませんか。

〔異議なしと云ふ者あり〕

○齋藤委員長 それではさうに決定
いたします。

○齋藤委員長 池田正之輔君。

○池田(正)委員 これは官房長官にな
るかどなたになるか、総理府の中の出
版用紙制当事務廳、この問題ですが、
今の用紙制當の制度を見ますと、委員
会があつて事務局は何の権限もなく
て、委員会が自由にやつておる、そし
てその責任は内閣においてこれを持つ
ておる。この立て方、それからもう一
つは用紙制當委員會の委員の選任方
法、これは非常に私に不合理なところ
があるのだと思ふ。現在の法規を見ると何
だかわけのわからぬことになつて、法
規上ではわれ／＼説んでもないがわ
からぬ。非常にまわりくどくなつて
おる。結果的に何人かの委員があつ

て、その委員の半数は一年に二べんず
つとりかえて行く。その半数をとり
かえるときにはどうするかという、
實質的及び結果的には現在の委員長が
これを指名するようになりになる。それ
ですからいつまでたつても委員長とい
うものは一種のボス的なものになつて
しまふ。その意に沿わないものは委員
に選任できないという結果になつてお
る。これは明瞭な事実です。これは私
は非常に不合理な点が多いと思ひので
す。それで御當廳の成田長官にも突
てこで質問して、自分もその不合理な
ことを認めるということをはつきり言
われておるのですが、これはわれ／＼
も非常に不合理だと思ひのです。そこ
でこれをすみやかに政府として改正す
る意思があるかどうか、これをお尋ね
したい。

○増田政府委員 池田さんの御質疑に
お答え申し上げます。御指摘のよう
な点は同感の節が非常に多いのであり
ます。今度制當事務廳が内局になりま
して、制當事務局になりまして、官房長
官の主たる職責に属します。また委員
会は審議會といふことで相かわらず統
括します。諮問委員會が決定機關かど
うかといふようなお話をさせていただきます
が、ただいまのところは諮問委員會的
の審議をする形になつておりますけれ
ども、委員長が委員を委嘱するとい
つたようなあの形、それからいつまで
たつても委員の刷新ができないという
うな部分も多々ございまして、刷新
に向つて將來努力いたします。

○池田(正)委員 これはどうも不合理
な点が多々ございまして全面的にあるの
で、私はいかぬと思ひのです。半端な
もので、審議會なら審議會でいいが、審議

をもちまして、それで何とかして
そういうふうにしていただこうので、最
初に統計法をつくり出す際にも、その
趣旨で全部國家機關にするという法律
をつくつて行きましたところ、GHQ
側の御意向は、それは地方自治の趣旨
に反するということでございます。そ
れでその際にしかし統計は違ふのだ、
徳田委員の言われた通りその趣旨は統
計についてはまったく違ふということ
を力説したのですけれども、了解が得
られなかつたのです。それで第二の手
段といたしまして、従来は地方廳、縣
廳及び市町村の吏員は縣の費用でや
つておつたのですが、それをせめて全
國庫負担にする。しかし身分はどうし
ても官吏の身分にはできないというこ
とでございまして、身分は地方吏
員にするが、予算的措置は全額國庫負
担にするという案ができたわけなので
す。それで今回は法律で明らかに委任
するといふ條項ができましたことは、
行政組織法の關係からそういう條文を
法律技術上入れなければならなくなつ
たもので入れたのでありまして、指定
統計として國が行うものは全部國が計
画いたしまして、國が予算をとつて、
ただ法律技術上その調査を委任するの
だといふことにいたしました。そうし
てその点では今度は徳田委員の御説の
方に一歩近づいたわけでございますし
て、國のもつばら行つた統計は、全額國
庫負担でなければならぬというものが
地方財政法に規定されましたから、今
までは相當るまでに地方費までまて
やつておつたのが、全部でなくなつて
まして、國のための基本的な統計は、
全部國にやらせなければならぬとい
うことになつたわけでありまして、そ

会まで発展しておらぬ。それですから、ぜひこの機構が改まつたら、すみやかにこれに着手して改正してもらいたい。希望を述べた私の質問を終ります。

○徳田委員 関連した事項であります。が、大体紙の割当についてはわれ／＼も非常に不合理だと思つて、と申しますのは、これはアメリカはそうではありませんが、特にフランスやイタリアなどにおいては新聞は政党が出すのが普通です。政党が大部分を出してゐるのである。アメリカは違ひます。日本においては大体アメリカ流に今なつておりますけれども、政党を進展せしめるためには、民主主義を進展せしめるためには、どうしてもこれは營業でないもの、すなわち政党及び民主的な諸団体、これを優先せしめなければいかぬと思ふ。今のところは、いわゆる商賣上の新聞、これがやつておりましたために、ところによりましてははなはだしいうやみを行つてゐる。割当をもうの、新聞を出すというよりはむしろやみをするのが目的のような新聞さへ存在する。全部がそうと言つてわけはありませぬけれども、現にそういう新聞が九州では検査されてゐる。だからしてどうしてこれは利益を元としな、公益のためにする方面に優先せしめなければならぬ。ところがその方面は今のところはみな小さいわくに当てはめられてゐる。共産党が一番苦しんでゐる。「アカハタ」のごときは、出せば五十万部は優に出せるのに、まだ二十万部をこらである。しかも割当は半分しかない。こういうふうなみじめな

状態でみな規格外の仙花紙を使つておるような状態である。こういうみじめな状態であるから、割当委員会はいよいよまず／＼不合理なことをやる。これは出版全般にそうですが、割当委員会の委員の争奪戦は実に醜いもので、そうしてその間にいろいろの醜聞も実は生じてゐるわけでありまして、でありますからこれを革新するためには、どうしても公益方面から優先し、しかる後にこれを商賣にまわす。やはりやみなんかやつておるものは、この割当をすくなく取消すというようにでもしませんととてもだめです。ですからこういう基本的な改革を官房長官はやる御意思があるかどうかをお伺いしたい。

○増田政府委員 お答え申し上げます。必ずしも徳田君の御希望に沿うかどうかわかりませんが、われ／＼は新聞用紙割当の事務については基本的な改革をいたしたいと存じております。

○徳田委員 もう一つお尋ねしたいのです。実は教科書にはみな事欠いてゐる。教科書なんかをやつても大してものからぬ。それは代償も非常に少いので、だから割当は國家が減らしてゐる。みなやみの方にまわつて行くことは官房長官も知らないはずはないと思ふ。最近だつて教科書は第一次的ではほとんどない。そういうふうなことになるておりまして、どうしてもこれは根本的に改めなければならぬと思ひますが、さてこれをやるにはどうしても紙の生産量を高めないといかぬ。全体から言つと、これを高めればあつても、これは實際上は解消して行く。これを高める上においては日本は今資材が非常に少くなつてゐる。御承知の通り治山治水の問題からしましても、製紙材料を補

給することは非常に困難である。また下手なことをしますととんでもない、國土荒廃に對して大きな影響を與えるわけでありまして、そこでこの原料、材料、資材をどこから得るか、このことに對して官房長官は特別な御考慮を拂われておるかどうか、この点をお聞きしたいのであります。

○増田政府委員 御指摘のバルブでございますが、結局濫伐、過伐になつてしまつては、また國土資源の荒廃になりますし、しつとして文化機關としては言論機關が一番大事であるので、出版あるいは新聞用紙等の割当をふやまして昔のように、あるいは諸外國のようないくつかの数の多い新聞を出したいというのが、私の年來の宿願であります。そこで今の國土荒廃というふうな見地と調整をはかつてやつて行くためには、諸外國から昔のように木材をもたねなければならぬというふうなことになると思ひますが、政府といたしましてはその方面にも努力は傾注いたしております。

○徳田委員 世界的に見まして、今木材を輸出し得る國は非常に少いようです。カナダでさえも、もうほとんど輸出は不可能になりつつあるようでありまして、今このバルブ資材を日本に輸出し得る國はソビエト同盟以外はないのです。ことに南樺太からの輸入が非常に日本にとつては有利である。またこれはできます。現に一部はやつておるはずである。それでこの点でソビエト同盟と特別な友好關係を必要とすると思ふ。日本の將來にとりまして、この材木の点からいいますれば、ソビエト同盟との友好關係は非常に大事である。この点につきまして政府は特別

の考慮を拂つて、そしてこのソビエト同盟からの木材の輸入につきまして特別なことをやつておられるかどうか、この点をひとつ御答弁を願ひたい。

○増田政府委員 御説のように終戦前は南樺太がわが領土でありまして、あそこから持つてこさせ、またあそこにも王子製紙がありましたし、また北海道の苫小牧の方にも王子製紙がありまして、あそこを木材を原料としてつておつたのは事実であります。今のところはえぞ松、とど松など北海道の木材でやつております。現在紙が足りないのもそれが原因であります。政府は將來全面的な講和條約を待望しておりますし、有無相通の見地から考えたいと思つております。ただいまのところでは、まだその方面にまでは全面的な貿易再開がないのを非常にうらみいたしておりますが、しかし努力はいたしております。

○徳田委員 現在だつて相当入れておるはずですが、その数量もたいがい政府はおわかりのことだと思ふ。現在いい質のものは、たいがいあそこから來ておるはずですが、たとえばセメントの袋だとか、あるいはいろいろの商品の包装紙だとか、いろいろものは、たいがい南樺太のバルブでやつておるはずですが、こういう数量について官房長官は御存じありませんか。

○増田政府委員 率直に申し上げますが、ただいままでの数字は手持ちいたしておりませんので、あとから調べてお答え申し上げます。

○農務委員 ちよつと申し上げておきますが、今日の日程は公報に掲げてあります通りに、内閣法の一部を改正する法律案以下五法律案の全体が今日

の質疑の題目になつております。そのおつもりで御質疑をお願いいたします。

○徳田委員 実は昨日から合同審査をやつておりますが、合同審査のほかにまたここで聞くというところはやはりうまかない。合同審査のときに地方行政の方から委員も來られまして、また同じ質問をするかもしれないから、その方はあとまわしにしまして、今日はこれから飯も食わなければなりませんから、これにて散会せられるようお願いいたします。

○池田(正)委員 さつきの徳田君の質問に関連するのですが、徳田君から非常にいい質問が出たと思ふ。私もこれに同感で、その点でひとつ念を押しておきたいのであります。それは何かというと、徳田君が先ほど用紙の割当は政党に主眼を置いてくれと言われた。これは私も同感なんです。そこで問題は、今度の新しい割当で見ると政党に二十万ポンドの割当と聞いております。ところが一方労働組が二十二万ポンドなんです。全國に網を張つておる大政党が二十万ポンドで、労働組が二十万ポンドというのには、どうも徳田君の趣旨にも反すると思ひますので、この点を特に政府は頭に入れておいていただきたい。それだけです。

○増田政府委員 承知いたしました。

○徳田委員 参議院の方ではもうすでに二十八日に公聴会をやるとか言つておりますが、この問題は非常に重大であります。今の統計は大したことありませんが、これから合同審査をやります問題は非常に重大であります。やはり首切り、失業の問題にも関係します。また行政組織を改めまし

て、はたしてこれが國政に対して有利になるか、あるいは國政が實際実行せられないために非常に不利になるか。いろいろの点がありますので、これはどうしてもやはり公聴会をやりまして、関係している職員並びに一般の實業界、もしくは市民その他学識経験者からもこれを聞く必要があると思うのです。公聴会をやりませんと、あとでこれを実行するときに、非常に故障が起ると思ひますから、この際少々くらの時間は延びましても公聴会をやりたい。参議院がすでにやることになつておりますのに、衆議院がこれをやらぬということになりますとどうもうまくない。だからその点でひとつ委員長と委員諸君で協議の結果、なるべく早くやることにきめまして、日にちをきめてもらいたいと思ひます。

○齋藤委員長 今のことにつきまして、理事會において協議をして決したいと思ひます。内閣に関する法案については質疑を終了いたします。

有田君、本多國務大臣は今参議院の方に行つておられますが、ほかには何か御質問はございませんか。

○有田(喜)委員 留保していただきます。

○齋藤委員長 それではこの會はこれにて散會いたしまして、午後連會会をいたします。

午前十一時四十八分散會